



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第903号 令和8年1月9日発行

目 次

【告示】

番号	表	題	担当課名
1		特定調達契約について一般競争入札に付する件	防災対策推進課
2		瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
3		生活保護法の規定による医療機関を指定した件	地域共生推進課
4		生活保護法の規定による指定医療機関から名称の変更について届出があった件	同
5		生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
6		指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
7		指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
8		指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	同
9		身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
10		解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
11		同	同
12		解除予定保安林を告示する件	同

【告示】

番号	表	題	担当課名
1 3		森林管理重点地域の指定が失効した件	森林土木・保全課
1 4	同		同
1 5		道路の区域を変更する件	高規格道路課
1 6		道路の供用を開始する件	同
1 7		特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	砂防防災課

【企業局告示】

番号	表	題	担当課名
1		特定調達契約について総合評価一般競争入札により落札者を決定した件	

徳島県告示第一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十一号）第一條に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次とおり公告する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 入札に付する事項

- 1 調達をする特定役務の名称及び数量
徳島県災害時情報共有システム構築・運用保守業務 一式
- 2 調達をする特定役務の特質等
入札説明書、徳島県災害時情報共有システム構築・運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）等（以下これらを「入札説明書等」という。）による。
- 3 業務委託期間
契約締結日から令和十四年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から7までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置の対象となつていない者であること。
- 4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第一百一十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - （一）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - （二）民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 6 入札しようとする特定役務の遂行に必要な組織及び人員を有している者であること。

- 7 国、都道府県又は指定都市の防災システム（災害時における被害情報の収集、住民等への避難情報の伝達、消防庁への報告等を行うシステムをいう。以下同じ。）の構築業務をこの公告の日から過去五年以内に履行済み又は履行中であることを証明した者であること。

三 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所等

郵便番号 七七一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県危機管理部防災対策推進課防災企画担当

電話 ハハ六一一一九七

ファクシミリ ハハ六一一一九八七

電子メール bousaitaisakuuishinka@pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書等の交付期間

令和八年一月九日（金曜日）から同月二十一日（金曜日）午後五時まで

3 入札説明書等の交付方法

（一）入札説明書

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

（二）仕様書

五の1の（一）に掲げる書類を提出した者にのみ交付する。

四 入札に関する質疑

1 問合せ先

二の1に掲げる場所

2 問合せの方法

郵便、信書便、電子メール又はファクシミリによるものとし、入札説明書等に関する質問書（入札説明書様式六）によつて行ひる。

（一）受付期間

令和八年一月九日（金曜日）から同月二十一日（金曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第二号）第一条第一項に規定する休日を除く。）

（二）問合せへの回答

質問及び回答（質問者の名称、連絡先等を除く。）は、令和八年一月三十日（金曜日）までに、入札参加資格を認められた者に對して通知する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 参加届出に関する書類の提出

入札に参加しようとする者は、（一）に掲げる参加届出に関する書類を提出しなければならない。

（一）参加届出に関する書類

参加届出書（入札説明書様式一）

誓約書（入札説明書様式一）

二の7に該当することを証明する書類

（一）の公告の日から過去五年以内に履行済み又は履行中の国、都道府県又は指定都市の防災システムの構築業務の契約の事実を確認できる契約書等の写し又は当該事実を記載した官報等の写しとすること。

（二）提出方法

参加届出に関する書類は書面（紙媒体）によるものとし、直接持参、郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）に限る。以下同じ。）又は信書便（郵便における書留郵便に相当する方法に限る。以下同じ。）の方法により提出するものとする。

提出期限

令和八年一月二十二日（金曜日）午後五時までに必着のこと。

提出先

三の1に掲げる場所

2 入札参加資格申請に関する書類の提出

入札に参加しようとする者は、（一）に掲げる入札参加資格申請に関する書類を提出しなければならない。また、当該書類に關し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（一）入札参加資格申請に関する書類

入札参加資格確認申請書（入札説明書様式三）

入札参加資格確認申請書の添付書類

イ 会社概要に関する書類（パンフレット等）

ロ 業務履行能力証明書（入札説明書様式四）

（二）提出方法

入札参加資格申請に関する書類は書面（紙媒体）によるものとし、直接持参、郵送又は信書便の方法により提出するものとする。

提出期限

令和八年一月二十二日（金曜日）午後五時までに必着のこと。

提出先

三の1に掲げる場所

（三）審査結果通知

入札参加資格の審査結果は、令和八年一月三十日（金曜日）までに通知する。

3 機能要求仕様回答書の提出

入札に参加しようとする者は、機能要求仕様回答書（入札説明書様式五）を書面（紙媒体）又は光ディスクにより作成し、直接持参、郵送又は信書便の方法により提出しなければならない。

（一）提出期限

令和八年一月二十三日（金曜日）午後五時までに必着のこと。

（二）提出先

三の1に掲げる場所

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法

（一）日時

令和八年二月二十日（金曜日）午後二時

（二）場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁四階 四〇五会議室

(三) 入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）の提出方法

直接持参による場合

入札書等を封筒に入れ、これを封かんし、封筒の表面に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和八年二月二十日午後二時開札徳島県災害時情報共有システム構築・運用保守業務入札書在中」と朱書すること。

郵送又は信書便による場合

三の1に掲げる場所に令和八年二月十九日（木曜日）午後五時までに必着のこと。また、入札書等を封筒に入れ、これを封かんし、封筒の表面に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和八年二月二十日午後二時開札徳島県災害時情報共有システム構築・運用保守業務入札書在中」と記載し、その封筒を更に封筒に入れ、外封筒の表面には、「令和八年二月二十日午後二時開札徳島県災害時情報共有システム構築・運用保守業務入札書在中」と朱書すること。

2 入札の方法

入札金額は、仕様書に記載した各種費用を積算の上、業務委託料を記載すること。代金の見積りに当たっては、仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積るものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者のした入札

(二)(一) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵送若しくは信書便による入札の場合であつて封筒の表面に「令和八年二月二十日午後二時開札徳島県災害時情報共有システム構築・運用保守業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

記名のない入札

(四)(三) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

同一事項に対しても二通以上の入札

他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七)(六)(五) 入札金額積算内訳書（入札説明書様式八）において、入札説明書の各会計年度の委託料の上限額を超えた金額を記載した場合の入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法

(一) 総合評価せ、入札説明書添付一、一 横札類決定基準（以下「横札類決定基準」といへ。別紙の概要参照）に據てやむ。なお、仕様書に規定する事項（県が代々監察し、認めた事項を含む。）を満たわぬ場合は添付すべし。横札類の金額扣しは一部を欠く場合は、失格とする。

(二) 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定に基づき、作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもつて有効な入札をした者であつて、横札類決定基準によつて得られた総合評価が最も高いものを横札類とする。

(三) 総合評価が最も高い者に入札者が一人以上あるときは、次の順で横札類を決定する。
「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合は、「技術評価点」が高い入札者を横札類とする。
「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合は、該入札者にいくつを引かせて落札者を決定する。いくつを引かない者があるときは、いれに代わつて本件入札執行事務に關係のなつ職員にいくつを引かせ、横札類を決定する。

6 契約書作成の期日

期

契約に關する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県危機管理部防災対策推進課

徳島市万代町一丁目一番地

契約書類に於て使用する用語、用語及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）に定め
る単位とする。

九 ルの表

諸表は、入札説明書等に記載

7 Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Required

The design, development, operation and maintenance of Disaster Prevention Information System and the preparation of all the physical and digital equipment necessary to operate the system 1 set

2 Time Limit of Tender

2:00 p.m. on February 20, 2026

3 For further information, please send all enquiries to the following address.

Disaster Prevention Measures Promotion Division,
Crisis Management Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2297

記録

徳島県災害情報システム構築・運営業務の総合評価 | 一般競争入札に係る横札

者決定基準の概要

総合評価の点数は、五千点満点とし、点数の配分は、技術評価点三十五点、価格評価点

一千点とする

(一) 技術提案評価項目及び技術評価点の配点は次の表による。

評価項目	配点
一 全体概要	三五百三十点
二 機能要件	九百点
三 システム基盤	四百五十点
四 システム構築	六百点
五 運用保守	六百点
六 追加提案	百一十点
合計	一千点

(二) 価格評価点は次の算出式による。

評価項目	算出式	配点
一 構築費	価格評価点 = (構築費上限額 - 構築費 / 構築費上限額 - 構築基準金額) × 配点	一千四百点
二 運用保守費	価格評価点 = (運用保守費上限額 - 運用保守費 / 運用保守費上限額 - 運用保守基準金額) × 配点	八百点
合計		一千点

徳島県告示第一二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 申請の概要

1 申請者

名　称　徳島県

住　所　徳島市万代町一丁目一番地

代表者　徳島県知事　後藤田正純

2 工場又は事業場

名　称　徳島県立美馬野外交流の郷

所在地　美馬市美馬町字境目三九　一〇

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第二百八十八号）別表第一第六十六号の三イに規定するちゅう房施設、同号ロに規定する洗濯施設及び同号ハに規定する入浴施

4 設　設　特定施設及び污水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二　縦覧の期間及び場所

1 期間

令和八年一月九日から

令和八年一月三十日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び美馬市市民環境部環境課

徳島県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
はなみずき薬局 いこい 訪問看護ステーション	板野郡藍住町勝瑞成長一六五 二	株式会社グロース	令和七年十二月一日
同 三 コーポ新聖 一一 二	住吉字神藏一四	株式会社古川	

徳島県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の一の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日	旧
				新
中村耳鼻咽喉科クリニック	南海病院	鳴門市鳴門町土佐泊	令和七年九月二十二日	タル
咽喉科	浦字高砂五	医療法人敬愛会	同 二十一日	いわさき耳鼻
百広花二三一	板野郡北島町高房字	医療法人楓椿会	同 二十一日	科クリニツク

徳島県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の一の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
森本内科循環器科	鳴門市大津町木津野字仲ノ越	森本 真一	令和七年六月二十三日
すずえこどもクリニック	徳島市八万町沖須賀一一一	医療法人すずえこどもクリニック	同月三十日
永尾病院	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀	医療法人仁清会	同月三十日
フジカワ調剤薬局	三好郡東みよし町昼間九二三	藤川 真吾	同月三十日
山下医院	六 同	同	同月三十日
明神歯科医院	六六二	同	同月三十日
徳島市明神町六 三 一	三六五	同	同月三十日
古田 文昭	医療法人山下医院	同	同月三十日
二十一日	月三日	同	同月三十日

徳島県告示第六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田正純

指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	指定年月日
株式会社 Reet ○ 号室 ガーデンヒルズ城南 一 七	徳島市八万町柿谷一一番地一 リコリス訪問看護ステーション 号室 ガーデンヒルズ城南 一 七	徳島市八万町柿谷一一番地一 訪問看護	令和八年一月一日
名 称	名 称	所 在 地	所 在 地
所 在 地	所 在 地	名 称	名 称

徳島県告示第七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定了。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田正純

指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	指定年月日
株式会社 Reet	所在地	名称	所在地
○ ガーデンヒルズ城南 号室	徳島市八万町柿谷一一番地一 一七	リコリス訪問看護ステーション	徳島市八万町柿谷一一番地一 ガーデンヒルズ城南 一七 号室
		介護予防訪問看護	令和八年一月一日

徳島県告示第八号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和八年一月九日

徳島県知事
後藤田正純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
ア 合同会社インスパイ	徳島市蔵本町二丁目一一番	一 心笑 デイサービスセンタ	徳島市蔵本町二丁目一一番
階 地	ダイバーシティビル三	通所介護	種 類
月十日	令和七年十一	の受理日	廃止の届出
月三十日	令和七年十一	年月日	廢 止

徳島県告示第九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田正純

氏名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関	指定年月日
名	称	所	在	地
佐々木 基起	循環器内科	心臓機能障害	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島一一〇 令和八年一月一日
出石 邦彦	外科	肢体不自由 ぱうこう又は直腸機能障害	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪二三四の一 同
景山 寛志	整形外科	小腸機能障害	阿南医療センター	同
佐々木 雄毅	内科・総合 診療科	肢体不自由	徳島健生病院	徳島市下助任町四丁目九番地一 同
同	同	同	同	同

徳島県告示第十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正純

- 一　解除に係る保安林の所在場所
　　美馬市脇町字東赤谷名一六四四の五
- 二　保安林として指定された目的
　　土砂の流出の防備
- 三　解除の理由
　　道路用地とするため

徳島県告示第十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正純

- 一　解除に係る保安林の所在場所
三好市池田町西山山上志垣六七の四
- 二　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三　解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第十二号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正純

- 一　解除に係る保安林の所在場所
二好郡東みよし町加茂一〇九四の三、一〇九五の三、一〇九八の七、一〇九八の九、一〇九九の三
- 二　保安林として指定された目的
水害の防備
- 三　解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和八年一月九日

- 一 指定の効力が失われた区域
　二好市東祖谷栗枝渡二八〇
- 二 指定の効力が失われた日
　令和七年十二月十六日

徳島県知事　後藤田　正純

徳島県告示第十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　指定の効力が失われた区域

那賀郡那賀町大久保字イヤ谷五五及び五六並びに雄字かんばら一〇一、字小谷口一二六の一七及び一二六の二一、字五味六の一、七、八の一、八の五、八の八、九の一、一〇の一、一〇の三、一三の二、一三の三及び三八並びに字中津六六の一二、六六の二九及び六六の三八から六六の四〇まで

二　指定の効力が失われた日

令和七年十二月十六日

徳島県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和八年一月九日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

四三九号		路線名	
同	先	三好市東祖谷櫻尾六九三番四地	区間
新	旧	新旧の別	敷地の幅員（メートル）
八・〇・二・三	五・四・一・四・八	五・四・一・四・八	五・四・一・四・八
	五一・七	五一・七	五一・七

徳島県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和八年一月九日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四三九号	三好市東祖谷櫻尾六九三番四地先		
五一・七	令和八年一月九日		

徳島県告示第十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十一号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

令和七年度徳島県土砂災害情報システム運用基盤移行及び新しい防災気象情報対応業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県県土整備部砂防防災課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和七年十一月四日

四 落札者の氏名及び住所

中電技術コンサルタント株式会社岡山支社

岡山市北区桑田町一八番二一号

五 落札金額

七千九百五十三万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行つた日

令和七年九月二十一日

徳島県企業局告示第一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年一月九日

徳島県企業局長 勝間 基彦

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

- | | | | |
|--------|--------|---------|---------------|
| 1 工事名 | R7企工 | 阿南工業用水道 | 送水管布設替工事（継続費） |
| 2 工事箇所 | 阿南市宝田町 | | |
| 3 工事概要 | | | |

施工延長 \leq 千九百八・七一メートル

シールド工一次覆工（鞘管工） \leq 千八百九十五メートル

シールド工二次覆工（配管工） \leq 千九百一メートル

立坑 \leq 三基、高圧噴射攪拌 \leq 五十三本、薬液注入 \leq 百八十九本

防音ハウス \leq 千七百一一平方メートル

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県企業局経営企画課

徳島県徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和七年十二月十八日

四 落札者の氏名及び住所

戸田建設・姫野組・大一建設 送水管布設替工事共同企業体

代表構成員 戸田建設株式会社 四国支店

香川県高松市塩上町二丁目八番十九号

構成員 株式会社姫野組

徳島県徳島市佐古八番町五番七号

構成員 株式会社大一建設

徳島県阿南市宝田町平岡八百九十九番地四

落札金額（税抜き）

三十四億九千三百九十一万五千円

五 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

六 総合評価一般競争入札の公告を行つた日

令和七年十月十日